

## 中山間地域活性化対策事業費補助金交付要綱

平成28年6月10日

農政水産部農政企画課

(趣旨)

第1条 県は、中山間地域活性化対策を推進するため、予算で定めるところにより、市町村、営農組織、法人及び地域協議会等に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）及び補助事業者からこの補助金を財源の全部又は一部とする補助金の交付を受けて事業を行う者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 市町村及び納税義務の無い任意団体等以外の者にあつては、県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (3) 市町村以外の者にあつては、前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 市町村及び納税義務の無い任意団体等以外の者にあつては、第2条第1号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (2) 法人にあつては、第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第3号)
- (3) 市町村以外の者にあつては、第2条第3号に係る誓約書(別記様式第4号)
- (4) 補助事業者の補助金等の交付に関する規程、要綱等
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助事業に要する経費の20パーセント以内の増減とする。

(計画変更の承認)

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、変更の理由及び内容を記載した変更承認申請書(別記様式第5号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付方法)

第10条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要と認める場合には概算払により交付することができる。

- 2 事業主体は、この補助金を請求しようとするときは、請求書(別記様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第1号)
- (2) 収支決算書(別記様式第2号)

- 2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、

前項の実績報告をする場合において、第4条ただし書に規定する事業主体に係る部分における当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

- 3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（財産処分の制限）

第12条 規則第21条第1項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数に相当する期間とし、同項第2号及び第3号の規定により知事の定める財産は、同省令に定める耐用年数5年以上のものとする。

（書類の提出部数及び様式）

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成28年6月10日から施行し、平成28年度の予算に係る中山間地域活性化対策事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行し、平成28年度の予算に係る中山間地域活性化対策事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年12月13日から施行し、平成28年度の予算に係る中山間地域活性化対策事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年1月13日から施行し、平成28年度の予算に係る中山間地域活性化対策事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年7月31日から施行し、平成29年度の予算に係る中山間地域活性化対策事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行し、平成29年度の予算に係る中山間地域活性化対策事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行し、平成30年度の予算に係る中山間地域活性化対策事業費

補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月31日から施行し、令和元年度の予算に係る中山間地域活性化対策事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月27日から施行し、令和元年度の予算に係る中山間地域活性化対策事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の予算に係る中山間地域活性化対策事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月30日から施行し、令和2年度の予算に係る中山間地域活性化対策事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の予算に係る中山間地域活性化対策事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の予算に係る中山間地域活性化対策事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の予算に係る中山間地域活性化対策事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年6月28日から施行し、令和5年度の予算に係る中山間地域活性化対策事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の予算に係る中山間地域活性化対策事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年11月5日から施行し、令和7年度の予算に係る中山間地域活性化対策事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の予算に係る中山間地域活性化対策事業費補助金から適用する。

## 別表

事業の種類	事業の区分	事業主体	補助対象経費	補助率
多様な人材が支える中山間地域農業継続支援事業	複合的経営スタートアップ支援事業	移住者等	複合的経営スタートアップ支援事業実施要領（令和8年4月1日農政水産部農政企画課定め）に基づいて行う事業に要する経費	10分の10以内（間接補助事業に係る補助対象経費の3分の1の額を上限とする）
	中山間地域課題解決支援事業	集落組織、営農集団等	中山間地域課題解決支援事業実施要領（令和8年4月1日農政水産部農政企画課定め）に基づいて行う事業に要する経費	10分の10以内（間接補助事業に係る補助対象経費の2分の1の額を上限とする）
農業・農村コミュニティ強化事業	農村RMOモデル形成支援事業	市町村地域協議会等	農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知）及び農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（令和2年4月1日付け元農振第2670号農林水産省農村振興局長通知）に基づいて行う農村型地域運営組織形成推進事業に要する経費	定額
	中間支援組織モデル形成支援事業	民間団体等	中間支援組織モデル形成支援事業実施要領（令和7年4月1日農政水産部農政企画課定め）に基づいて行う事業に要する経費	定額
	中山間地域農業強化支援事業	市町村農業協同組合営農組織等	中山間地域農業強化支援事業実施要領（令和7年4月1日農政水産部農政企画課定め）に基づいて行う事業に要する経費	10分の10以内（間接補助事業に係る補助対象

				経費の3分の1の額を上限とする)
	元気な地域創出支援事業	市町村 地域協議会等	農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知）及び農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（令和2年4月1日付け元農振第2670号農林水産省農村振興局長通知）に基づいて行う中山間地農業ルネッサンス推進事業に要する経費	定額
	中山間地域所得確保推進事業	市町村 地域協議会 農業者団体等	中山間地域所得確保対策交付金交付要綱（令和3年1月28日付け2農振第2616号農林水産事務次官依命通知）及び中山間地域所得確保対策実施要綱（令和3年1月28日付け2農振第2612号農林水産事務次官依命通知）、中山間地域所得確保対策実施要領（令和3年1月28日付け2生産第1917号農林水産省生産局長通知及び令和3年1月28日付け2農振第2613号農村振興局長通知）に基づいて行う中山間地域所得確保推進事業に要する経費	定額
農山村交流・ネットワーク推進事業	農泊ビジネス推進事業	地域協議会等	農泊ビジネス推進事業実施要領（令和7年4月1日農政水産部農政企画課定め）に基づいて行う事業に要する経費	定額

※ 上記の補助対象経費は、需用費、備品購入費、使用料及び賃借料、報償費、賃金、旅費、役員費、委託料とする。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。